

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月5日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

総合政策課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

平成30年4月26日から平成30年5月18日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○業務委託契約について、委託事業者の見積額が予算の内訳額を超えているものがあり、契約に支障をきたすことも有り得るため、予算額については十分精査のうえ計上のこと。

○備品管理台帳について、平成29年度の台帳が作成されていないため、台帳整備に基づく適正な財産管理に努めること。